

(受理番号)	26-16	(受理年月日) 平成26年9月16日
	陳 情	
件 名	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について	
要 旨	<p>業者婦人は自営中小零細業者の家族従業者として、また女性事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いている。</p> <p>しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は年間86万円、家族の場合は年間50万円である。</p> <p>また、息子や娘たち家族従業者は、わずか50万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも、経済的にも全く自立できない。家業を手伝いたくても手伝わえないことが、後継者不足に拍車をかけている。</p> <p>所得税法第56条は、日本国憲法の、法の下での平等（憲法第14条）、両性の平等（同24条）、財産権（同29条）などを侵している。</p> <p>所得税法第57条では、特例として青色申告を税務署長から承認を受ければ、給料を経費にすることが出来るが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害している。</p> <p>明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人を苦しめており、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、『自家労賃を必要経費』としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されている。</p> <p>私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された」権利を要求する。</p> <p>については、所得税法第56条を廃止することについて、国に意見書を提出されるよう陳情する。</p>	